

## (十) 大学・短期大学・専門学校の受験に関する規定

(目的)

第1条 この規定は生徒の適切な進路決定に資する目的で定める。

(推薦委員会の構成)

第2条 推薦委員会は、必要に応じて下記の通り分類される。

- (1) 大学推薦委員会 (短期大学含む)
- (2) 専門学校推薦委員会
- (3) 就職推薦委員会
- (4) 奨学金推薦委員会

2 大学推薦委員会は次のもので構成する。

- (1) 教頭
- (2) 進路指導主任
- (3) 3学年主任
- (4) 進路指導部大学係
- (5) 3年学級担任
- (6) その他委員長が必要と認める職員

3 専門学校・就職・奨学金推薦委員会の構成は、上記に準ずる。

(推薦委員会の任務)

第3条 推薦委員会は下記の事務の一部を進路指導部に一任する。(改正：平成24年4月)

- (1) 推薦願の受付に関すること。
- (2) 推薦に関する審議資料の作成と委員会への提出。
- (3) 推薦許可の事務に関すること。

(推薦の条件)

第4条 下記の条件すべてを満たす者を推薦する。

(1) 平素の学習態度と素行が良好である(訓告を除く懲戒指導を受けていない)者。

ただし、下記ア、イすべてに該当する場合は審議の対象とすることができる。

ア 条件(2)を満たしていること。

イ 2年修了までの懲戒(停学)指導が、1回のみであること。かつ、改悛の情が見られ、3年において懲戒(停学)指導がないこと。

(2) 各学年トにおいて正当な理由のないSHR遅刻、教科遅刻、欠課(授業・行事・総合的な学習の時間ト・LHR)がそれぞれ10回未満および欠席が5回未満である者。

ただし、条件(1)を満たしていれば、1年、2年のいずれかで条件(2)を満たしていなくても審議の対象とすることができる。また、未履修懸念者については、理由の如何を問わず、推薦の是非を別途審議する。

(3) 3年間の評定平均値が3.0以上である者(指定校推薦に関しては別に定める)。

(4) 1、2年において単位未修得の科目がない者。ただし、追認考査の結果、単位修得が認められれば審議の対象とすることができる。(平成22年3月改正)

(5) 進路先の提示する条件を満たす者。(追加：平成24年4月)

(指定校推薦の条件)

第5条 大学の指定校推薦を希望する者は、下記の条件すべてを満たしていなければならない。

(1) 第4条(1)～(5)に定めるすべての条件を満たす者。

(2) 3年間の評定平均が4.3以上、または、以下の模試のいずれかについて、GTZ C1以上、または全国偏差値43.0以上の者。GTZ及び偏差値は、5教科型または3教科(国数英)型の値とする。

ア 2月進研マーク模試(※2年次)

イ 4月スタディーサポート

ウ 6月進研マーク模試

エ 7月進研記述模試

オ 9月実力判定テスト(※GTZのみ)

カ 9月進研マーク模試

2 専門学校の指定校推薦の条件は、第4条に準ずる。

(二重推薦の禁止)

第6条 校内推薦は1人1校とし、合否結果が通知される前に他校へ出願することはできない。ただし、下記に該当する場合はその限りではない。

(改正：平成24年4月)

(1) 当該校を不合格になった場合。

(2) 当該校が併願を認めている場合。

(推薦の誓約と辞退)

第7条 推薦での出願を希望する者は、下記の書類に必要事項を記入し、校内締切日までに、進路指導部を通して学校長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書及び願書
- (2) 志願理由書
- (3) 調査書発行申請書
- (4) 募集要項(写)

2 推薦での出願を希望する者は、次のことについて誓約しなければならない。反した場合は、推薦取消、出願・合格辞退を含めた特別指導を処す場合がある。

- (1) 専願で合格した場合は必ず入学する(出願先規定による)。
- (2) 合格後も、卒業するまで校則・推薦規定を遵守し、学業・生活態度を疎かにしない。

3 大学からの推薦内定後、やむにやまれぬ事情で入学を辞退する者は、所定の様式に必要事項を記入して、進路指導部を通して学校長に申請し、許可を得なければならない。

(就職推薦)

第8条 就職推薦に関しては、専門学校への推薦入学に関する規定を準用する。

第9条 就職推薦で、いったん決定した会社等を正当な理由なく変更した場合は、原則として、学校は他の会社等への再推薦はしないものとする。

(受験等に伴う出席取扱)

第10条 大学等への受験のための出席取扱は、次の通りとする。1校につき1回適用されるが、日程は休日を含め連続してなければならない。

- (1) 宮古島内の受験は、受験日当日のみで、出席停止扱い。
- (2) 県内受験は、受験日数と前後各1日以内(1日+受験日数+1日)で、出席停止扱い。
- (3) 県外受験は、受験日数と前後各2日以内(2日+受験日数+2日)で、出席停止扱い。

2 オープンキャンパス、その他大学等が合格者に対して指定する事前学習会などに参加する場合の出席取扱は、次の通りとする。原則として1校につき1回適用されるが、日程は休日を含め連続してなければならない。

(1) 県内外を問わず、実施日1日と前後各1日以内(1日+実施日1日+1日)で、出席扱い(公欠)。ただし、別に日数の指定がある場合はその限りではない。

3 以上の理由で出席停止、または公欠を願い出る者は、「受験のための出席停止・公欠願い」に必要事項を記入して、進路指導部を通して学校長に申請しなければならない。

4 校務支援システムへの勤怠入力については、以下の通りとする。

- (1) 受験及び受験のための移動日は「進学に伴う欠席」で入力し、出席停止扱いとなる。
- (2) オープンキャンパス・その他大学指定の学習会等は「公欠」で入力し、出席扱いとなる。

(過年度卒業者の推薦入学)

第11条 過年度卒業生者の推薦は、推薦委員会において審議する。

2 過年度卒業者の推薦は、現役の生徒と同じ条件で行う。

(推薦の競合)

第12条 限られた推薦枠以上に生徒が出願を希望する場合は、3年間の評定平均値のより高い者を推薦する。評定平均値が同値の場合、下記の順番で審議を行う。

- (1) 受験した模試の総合偏差値(5教科5科目)がより高い者
- (2) 皆勤年数の多い者。または、より勤怠状況の良い者
- (3) 検定や大会実績など、より顕著な活動実績がある者

(追加・修正：平成30年3月)